

第1395号

AFN-1395

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2021年 12/13 (月)

『R3年度補正予算中小企業支援 事業復活支援金に3.8兆円超』

中小企業庁は令和3年度補正予算案の中小企業関係において、計3兆8,594億円を計上している。なかでも「事業復活支援金」の計上が最も多く2.8兆円となっていて、法人は上限最大250万円、個人事業主は上限最大50万円の給付を予定している。対象者は新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が50%以上または30%～50%減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)。上限額は売上高減少率がマイナス50%以上の個人が50万円、法人は年間売上高1億円以下が100万円、同じく1億円超から5億円が150万円、同じく5億円超が250万円。マイナス30%～50%の個人は30万円、法人は上記3類型順で、60万円、90万円、150万円となっている。

また「資金繰り支援」として1,403億円(別途繰越予算あり)計上し、○政府系金融機関の実質無利子・無担保融資を年度末まで実施○資本金劣後ローンを来年度も実施○伴走支援型特別保証の上限引き上げのうえ、来年度も実施、となっている。他に「事業再構築補助金」が6,123億円、生産性革命補助金が2,001億円の計上となっている。



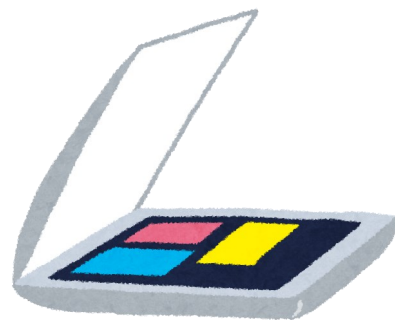
『電子帳簿保存法関係の活用 パンフで呼びかけ—国税庁』

電子帳簿保存法関係で国税庁は、一問一答の更新(既報)に続いて、書類の電子化やスキャナ保存を促す簡易なパンフレットを3種類、作成した。

【はじめませんか、帳簿書類の電子化!】制度の概要と、適用される軽減措置や特別控除について説明し、対象となる帳簿・書類を具体的に提示。また、電子保存を行う要件を一覧表にまとめて、帳簿(優良/その他)と書類それぞれについて必要な事項が見やすく整理されている。

【はじめませんか、書類のスキャナ保存!】対象となる書類と、制度における「スキャナ」の定義を掲載。スキャナ保存を行う要件については、「入力期間の制限」「一定水準以上の解像度及びカラー画像による読み取り」「読取情報の保存」等の項目に分け詳細な表にまとめている。

【電子データの保存方法をご確認ください】保存すべき電子データ(送った場合も必要等)と、保存に伴って必要な事項を説明。国税庁HPにおける「改ざん防止のための事務処理規程」のサンプル公表の紹介のほか、検索機能を確保する簡易な方法も掲載。また、市販のソフトウェア等に対する認証制度や、独自開発するシステムを対象として税務署・国税局に設置されている事前相談窓口にも触れている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com